

平成22年4月、宮崎県で口蹄疫が発生し、宮崎県では非常事態宣言が出されました。

口蹄疫は、家畜の伝染病の中で最も伝染力が強い病気の一つです。

感染が確認された場合には、他の家畜への感染拡大を防ぐため、感染家畜の殺処分、家畜の移動制限などの措置がとられます。

一度発生すると、経済的な被害が非常に大きいため、感染動物の早期発見とまん延防止が重要です。

口蹄疫

※家畜伝染病予防法における法定伝染病に指定されています

口蹄疫は、牛や豚などの偶蹄類（ひづめの数が偶数の動物）が口蹄疫ウイルスに感染することで、口の周辺やひづめなどに水疱（水ぶくれ）ができる病気です。

主な症状

発熱、多量のよだれ、足をひきずる、食欲の減退、乳量の減少、水疱などの症状がみられます。

水疱は、鼻鏡（鼻の先端）、口唇、舌、ひづめ、乳房などにできます。



流涎



蹄球部の水疱・蹄球真皮の剥離



蹄球部の剥離（潰瘍）

写真提供：(独)農研機構 動物衛生研究所

感染経路

感染動物は、水泡ができる前からウイルスを排出します。全ての組織・分泌物・糞便が感染源となり、ウイルスはあらゆる経路（経気道、経口、交配など）で感染します。

汚染された飼育器具・飼料・人・車両などからも伝播が起こり、気象条件（高湿度、短日照時間、低気温など）によっては、空気伝播も起こります。

消毒方法

口蹄疫ウイルスは、pHの変化に弱く、酸性やアルカリ性で分解・死滅するため、消毒には、炭酸ナトリウム（4%炭酸ソーダ）、消石灰、ヨウ素系消毒薬、塩素系消毒薬などを使用します。

まん延防止のための取り組み

家畜伝染病予防法により、口蹄疫が発生した農場で飼育されている全ての偶蹄類家畜の殺処分・農場の消毒、発生した農場周囲の牛や豚の移動の制限、主要道路での消毒ポイントの設置・消毒の実施などの措置がとられます。

福岡市食肉衛生検査所

〒812-0055 福岡市東区東浜 2-85-14

TEL092-651-3404 FAX092-651-9015

口蹄疫は、牛、豚などの偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。

また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体には影響ありません。